

登録申請書類の提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(一財) 自然環境研究センター理事長 殿

記入例

申請者(※1)

氏 名

自然 研太郎

住 所

〒130-8606

電話番号

東京都墨田区江東橋3-3-7

03-6659-6018

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

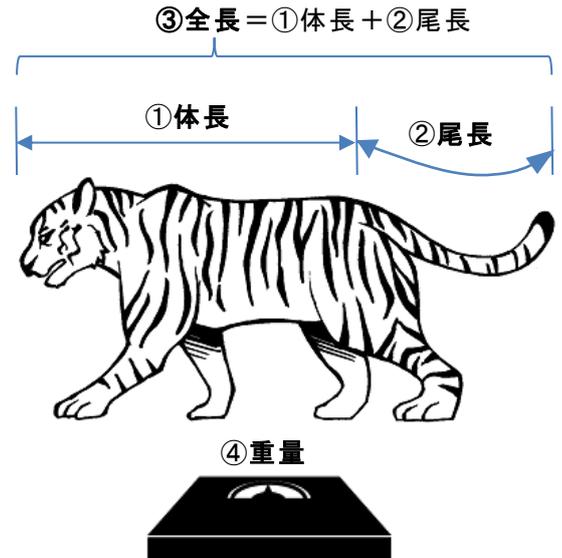
登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種 名	トラ
	区 分 (該当する文字を丸で囲むこと。 その他に該当する場合は、括弧内 に具体的内容を記入すること)	生体・卵・その他 () はく製 ・その他 ()
	主な特徴 (※2)	体長 160.5 cm 尾長： 75.0cm (〇〇年〇月〇日計測) 全長 235.5cm 体重 重量 9.2kg 爪： 右前脚 5本 性別 不明 ：左前脚 3本 ：右後脚 4本 その他の特徴 ：左後脚 0本
	所 在 地	申請者住所に同じ 登録申請時における個体の所在地
規制適用前取得の要件である 「2」を○で囲む 登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	個体に講じた個体識別措置 及び個体識別番号 (※3)	個体識別措置：マイクロチップ・脚環 個体識別番号：
		1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令 (※4) 第8条第1号関係) 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「ワシントン条約」という。) が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第2号関係) 3 関税法 (昭和29年法律第61号) 第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること (1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号イ関係) (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ロ関係) (3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群 (ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体群) の個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ハ関係) 4 1～3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの
動植物の管理 者 (所有 者と異なる 場合)	氏 名	
	住 所	電話番号

立体的なはく製

●計測部位について

以下の数値を計測し、「主な特徴」として記載してください。

- ① 体長(頭部の先端から尾の根元までの長さ)
- ② 尾長(尾の根元から尾の先端までの長さ。
尾の形にそって計測する)
- ③ 全長(体長と尾長を足した長さ)
- ④ 重量(体重計などで計量)
- ⑤ 爪の本数(それぞれの脚に付いている爪の本数)

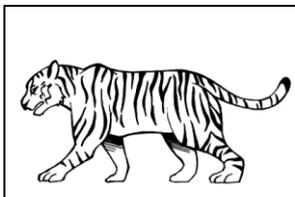


●写真について

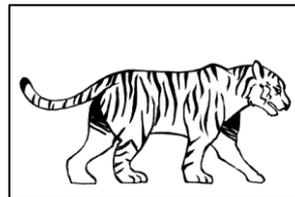
以下の写真を撮影してください。

- ①② 個体全体(尾が途切れないように)を真横から撮影したものを左右両面。
- ③ 後頭部から背中にかけての紋様が鮮明に写っているもの(耳の裏が写るよう背中側から撮影)。
- ④ 顔の正面を斜め上から接写したもの。特に、額の紋様が鮮明に写るようになる。
- ⑤⑥ 顔を真横から撮影したものを左右両面。
- ⑦⑧⑨⑩ 脚一本ずつの写真。爪の数がわかるよう1枚ずつ撮影。
- ⑪ 複数個体を申請する場合は、数がわかるような集合状態のもの。

①全体真横(左)



②全体真横(右)



③後頭部
から
背中



④顔正面(斜め上から)



⑤顔真横(左)



⑥顔真横(右)



⑦⑧⑨⑩ 脚一本ずつの写真例

- ・撮影する箇所のメモと共に撮影する。
(どの脚を撮影したのかわかるように)
- ・どこに爪があるのかわかるように、
爪を○で囲む。
- ・右前脚、左前脚、右後脚、左後脚を
それぞれ撮影する



※写真については、追加提出を依頼することもあります。

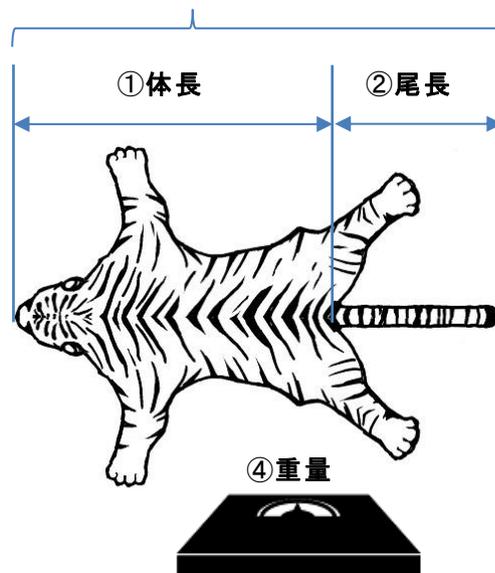
敷き皮状のはく製

●計測部位について

以下の数値を計測し、「主な特徴」として記載してください。

- ① 体長(頭部の先端から尾の根元までの長さ)
- ② 尾長(尾の根元から尾の先端までの長さ。
尾の形にそって計測する)
- ③ 全長(体長と尾長を足した長さ)
- ④ 重量(体重計などで計量)
- ⑤ 爪の本数(それぞれの脚に付いている爪の本数)

$$\text{③全長} = \text{①体長} + \text{②尾長}$$

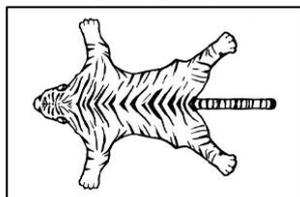


●写真について

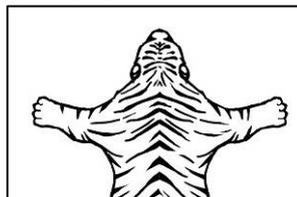
以下の写真を撮影してください。

- ① 敷き皮全体を真上から撮影したもの。
(背面の紋様が鮮明で、尾や脚の先端まで写っているもの)
- ② 上半身の後頭部から前脚のあたりまで写っているもの(紋様が写っているもの)
- ③ 下半身の両後脚先までとしっぽの先端までが写っているもの。
- ④ 顔の正面を斜め上から接写したもの。特に、額の紋様が鮮明に写っているもの。
- ⑤⑥ 顔を真横から撮影したものを左右両面。
- ⑦⑧⑨⑩ 脚一本ずつの写真。爪の数がわかるよう1枚ずつ撮影。
- ⑪ 複数個体を申請する場合は、数がわかるような集合状態のもの

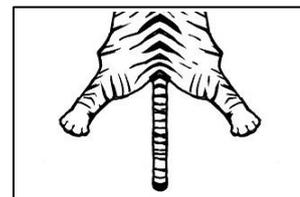
①全体(尾の先端まで)



②上半身



③下半身(尾の先端まで)



④顔正面(斜め上から)



⑤顔真横(左)



⑥顔真横(右)



⑦⑧⑨⑩ 脚一本ずつの写真例

- ・撮影する箇所のメモと共に撮影する。
(どの脚を撮影したのかわかるように)
- ・どこに爪があるのかわかるように、
爪を○で囲む。
- ・右前脚、左前脚、右後脚、左後脚を
それぞれ撮影する



※写真については、追加提出を依頼することもあります。